

## 請 願 文 書 表

受理番号	3	受理年月日	平成 28 年 5 月 16 日
請 願 者	住 所	静岡市駿河区泉町 7 - 1 2 - 8	
	氏 名	静岡県商工団体連合会 婦人部協議会 会長 川島文江	
紹介議員	荻野 利明		
件 名	所得税法第 56 条の廃止を求める意見書提出を求める請願		
付託委員会	総務経済委員会		
<p>(請願の要旨)</p> <p>国に対して「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」を提出してください。</p> <p>(請願の理由)</p> <p>中小業者は地域経済の担い手としてこれまで日本経済の発展に貢献し、その営業は家族全体の労働によって支えられています。</p> <p>しかし、日本の税制は、家族従業者の「働き分」(自家労賃)を、所得税法第 56 条「生計を一にする配偶者とその他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により必要経費として認めていません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者は 86 万円、家族の場合は 50 万円で、家族従業者はこのわずかな控除が収入とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。</p> <p>税法上では青色申告にすれば、給与を経費とすることができますが、2014 年 1 月からは「改正」国税通則法により白色申告者の記帳が全面義務化されたことにより、同じ労働に対して申告の種類で差をつける制度自体が矛盾しています。そもそも、青色申告で給与を経費とすることは、所得税法第 57 条にあるとおり、記帳による「特典」でしかなく税務署の一存で取り消される場合もあることから、一人の人間の労働に対する正当な対価とは言えない現状であります。</p> <p>明治時代の家父長制度の影響を大きく受け、申告の仕方で差別をするこの制度には、国連の女性差別撤廃委員会からも異議が出され、裁判でも「現代の個人意識の高揚や、個人事業の実態変化などにより、立法の前提は変わってきている」と指摘がされています。(東京高裁 1991 年 5 月)さらに 2015</p>			

年末に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画には、所得税法の見直しが盛り込まれました。

日本の家族経営における配偶者の多くは女性です。世界の主要国では家族従業者の人格・人権・労働を正当に評価し、その働き分を必要経費として認めています。

私たちのこうした訴えを受け、全国ではおよそ450自治体が「家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべき」と国への意見書を採択しています。また、今年2月にジュネーブで開かれた第63会期国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し「家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める」と勧告しました。

家族従業者の人権保障の基礎をつくるためには、政府がただちに所得税法の見直しの検討を進め、所得税法第56条を廃止することが必要です。

つきましては、貴議会において、国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出を採択していただけるようお願いいたします。